

各種申請書類等送付票(ラベル)

各種申請等（登録申請書（新規・更新・再登録）、休止申請書、再交付申請書、業務再開申請書、消除申請書、登録事項変更届出書）の送付に当たっては、「登録証」や「各種証明書類」といった重要書類を添付していただく必要があることから、郵送中の事故等による「紛失」や「紛失に伴う個人情報情報の漏えい」が懸念されます。

また、中小企業庁では、各種申請等を受理しなければ登録（新規・更新・再登録）、休止、再交付、業務再開、消除、登録事項変更の処理が行えません。よって、郵送中の事故等により中小企業庁に各種申請書類が届いていないことを知らないままにされますと、①申請期限を過ぎてしまったり、②中小企業庁からの重要書類（登録証等）がお手元に届かなかったり、といった事態等が予想され、最悪の場合「登録が消除されてしまう」等の思わぬ不利益を被る可能性があります。

つきましては、各種申請書類等を中小企業庁に御送付いただく際には、「**特定記録**」等の配達状況が確認できる確実な方法により送付されることを**お勧め**いたします。なお、**強制するものではありません。**

- ◆ 送付票を点線で切離し、封筒に貼って御使用ください。
- ◆ お問い合わせ先：03-3501-5801
(中小企業診断士担当直通)
- ◆ 下記郵便料金は、平成26年4月1日現在のものであり、ご送付時にご確認願います。

特定記録

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金+160円(加算)

簡易書留

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金+310円(加算) (損害要償額5万円まで)

一般書留

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金+430円(加算) (損害要償額10万円まで)
さらに5万円ごとに+21円(上限500万円)

一般書留

配達証明

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金 + 430 円(一般書留加算) + 310 円(加算)差出時
(差出後に依頼される場合は、+ 430 円(加算)となります。)
(損害要償額は一般書留参照)

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁

経営支援部 経営支援課

中小企業診断士担当 行

※郵便料金：基本料金